

平成29年度 京都市立旭丘中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

国立教育政策研究所の追跡調査では小学校4年生から中学校3年生の6年間で、9割程度の児童生徒がいじめに巻き込まれている（国立教育政策研究所『いじめ追跡調査2010－2012』2013年）と発表されている通り、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 基本的施策

(1) 学校におけるいじめ防止

①授業改善の充実

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に、つけたい力を明確にした「言語活動」および自律心と責任感の育成を目指した「協働活動」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して

学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研究会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

②道徳教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため特段年3回、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、公開授業等で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

③体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

④生徒が自主的に行う活動の支援

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

⑤生徒の啓発

- ・京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートを実施し、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

⑥保護者の啓発

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

⑦その他

- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情

報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。

- ・日常の生徒観察に加えいじめに関するアンケート、クラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート わたしの毎日アンケート）を複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2～3回（3年は2回）の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

（３）教職員の資質向上

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
（※国立教育政策研究所作成の「いじめに関する校内研修ツール」を活用）
- ・定期的に生徒観察の視点点検を行い、教職員相互で補完する。

（４）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ネットパトロールを利用し、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ対策委員会

[実施予定] 月 1 回（なお、緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

[構 成 員] 学校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、補導主任、各学年主任、養護教諭、教育相談主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（場合によって）

[内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたらいじめ対策委員会で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

生徒指導委員会

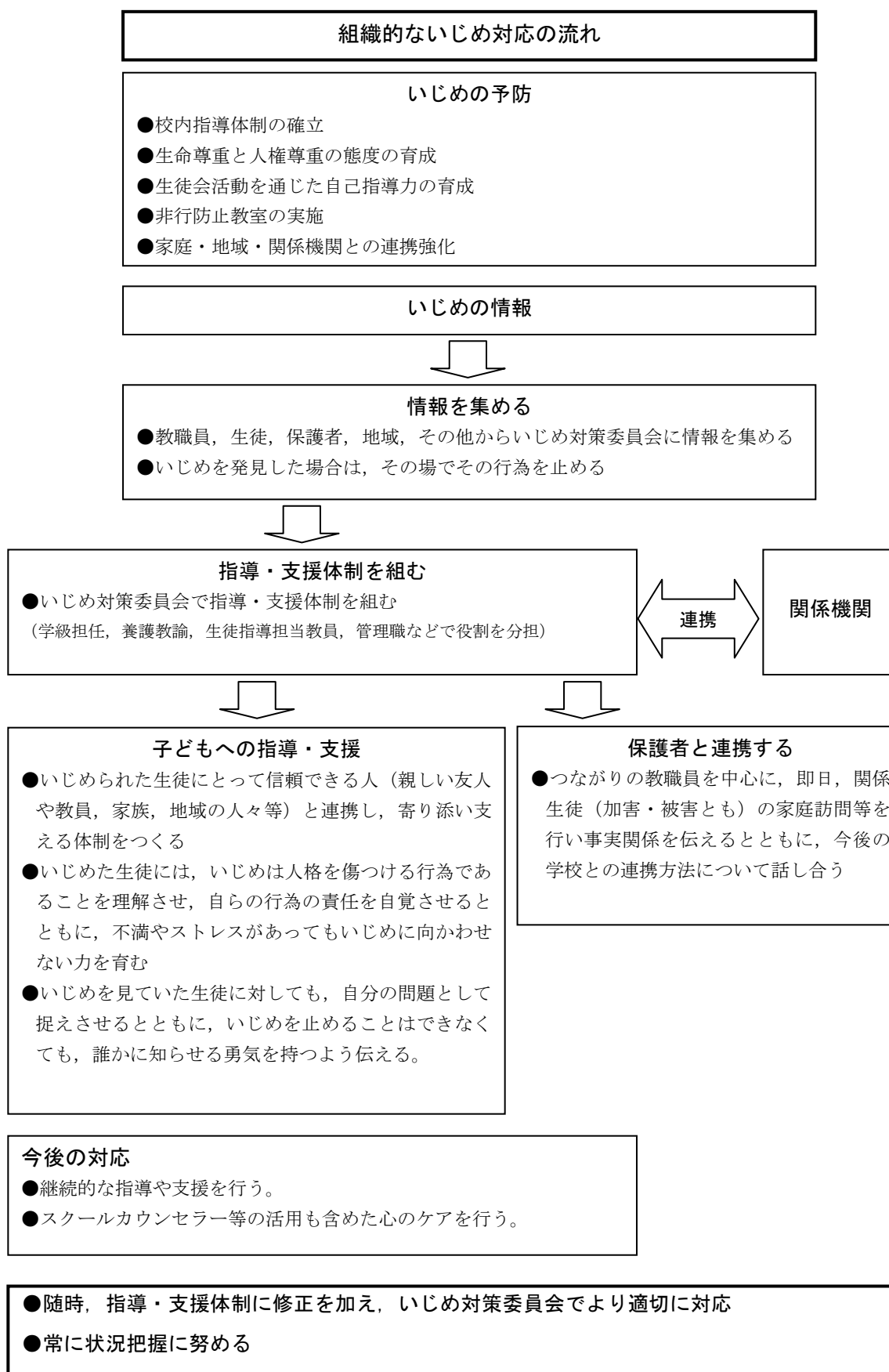
[実施予定] 週 1 回

[構 成 員] 学校長もしくは教頭、教務主任、生徒指導部長、補導主任、各学年主任、各学年補導係、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（場合によって）

[内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたらいじめ対策委員会で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

(2) いじめに対する措置

- ・初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめ認知）、解決に向けた取組を行う。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。



4 重大事態への対処

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

5 年間計画（予定） 〈別紙参照〉

いじめの防止等，生徒の健全育成に向けた取組を次掲の計画に基づき実施する。ただし，年度途中で計画の見直しを行う場合もある。

月	取 組		
	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
4	・学級びらき ・家庭訪問週間 ・道徳『A－（2）』	・学級びらき ・家庭訪問週間 ・道徳『A－（2）』	・学級びらき ・宿泊学習会実施 ・家庭訪問週間 ・道徳『A－（2）』
5	・道徳『B－（6）』	・道徳『B－（6）』 ・チャレンジ体験学習	・道徳『B－（6）』
6	・クラスマネジメントシート（1回目） ・いじめに関するアンケート ・休日参観 ・生徒総会 ・教育相談週間	・クラスマネジメントシート（1回目） ・いじめに関するアンケート ・休日参観 ・生徒総会 ・教育相談週間	・クラスマネジメントシート（1回目） ・いじめに関するアンケート ・休日参観 ・生徒総会 ・教育相談週間
7	・保護者懇談 ・家庭地域教育学級 ・夏休み学習会	・非行防止教室 ・保護者懇談 ・家庭地域教育学級 ・夏休み学習会	・保護者懇談 ・家庭地域教育学級 ・夏休み学習会
8	・夏季休業	・夏季休業	・夏季休業 ・夏休み学習会
9	・支部授業研修会 ・道徳『D－（22）』 ・体育大会（学級集団づくり）	・支部授業研修会 ・道徳『D－（22）』 ・体育大会（学級集団づくり）	・支部授業研修会 ・道徳『D－（22）』 ・体育大会（学級集団づくり）
10	・文化祭・合唱コンクール（学級集団づくり） ・ケータイ教室 ・教育相談週間	・文化祭・合唱コンクール（学級集団づくり） ・ケータイ教室 ・教育相談週間	・文化祭・合唱コンクール（学級集団づくり） ・ケータイ教室 ・進路懇談週間
11	・クラスマネジメントシート（2回目） ・いじめに関するアンケート ・生徒会アンケート実施	・クラスマネジメントシート（2回目） ・いじめに関するアンケート ・生徒会アンケート実施	・クラスマネジメントシート（2回目） ・いじめに関するアンケート ・生徒会アンケート実施
12	・薬物乱用防止教室 ・保護者懇談	・保護者懇談	・保護者懇談
1	道徳『A－（3）』	道徳『A－（3）』	道徳『A－（3）』
2	・クラスマネジメントシート（3回目）	・クラスマネジメントシート（3回目）	
3	・学級のまとめ	・学級のまとめ	・学級のまとめ

随
時
教
育
相
談